

宗教上の理由による輸血拒否に対する方針について

当院では、全ての患者さんに可能な限り無輸血治療の努力をしております。従って患者さんやご家族が宗教上の理由等で輸血を拒否される場合においても、患者さんの人権を十分に理解し尊重いたします。しかしながら、救命を優先する医療上の立場から、輸血無しでは生命の維持が困難となった場合は、輸血を行います。いわゆる相対的無輸血の方針です。

現在、宗教的理由により輸血を拒否される患者さんへの対応を規定した法令等の公式の判断基準はありませんが、2008年2月、輸血に関連する5学会の合同委員会から「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」が報告されています。当院ではこれに基づいて輸血を拒否される患者さんに対する方針を定めました。

当院の基本方針は以下の通りです。

1. 患者の宗教的信念を「個人の権利」として十分に理解し、尊重いたします。
2. 予定されている検査、手術、分娩などの必要性や起こりうる合併症などを十分説明いたします。そして輸血の可能性や意義について十分説明いたします。当院では、全ての患者の治療において輸血を回避する努力を行っていること、また成分輸血、生物由来製剤の特徴、回収式自己血輸血法等、輸血の多面的な用法についても説明いたします。
3. 患者さんの輸血拒否については最大限尊重しますが、輸血が患者の生命を救う不可欠の手段であると判断した場合には、医師の倫理的・職業的義務として輸血を行います。いわゆる「相対的無輸血」が当院の方針であります。
4. 「相対的無輸血」の方針について、患者さんおよび家族へ十分説明いたします。それでも輸血を拒否される患者さんに対しては、当院での検査・治療が困難となります。その場合は速やかに他の医療機関へ移っていただくこととなります。
5. 宗教的理由によって輸血を拒否されている患者さんが緊急事態となった場合、救命の為に輸血の是非に関しては、病院長が全責任を持ち、最終判断を行うことにしています。

平成 25 年 10 月 1 日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
院 長